

## 福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成30年12月12日（水） 午前10時00分～午前11時17分  
会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

2 番 神谷 利盛、 4 番 浅岡 保夫、 6 番 黒川 美克、  
1 1 番 神谷 直子、 1 2 番 内藤とし子、 1 4 番 鈴木 勝彦、  
1 6 番 小野田由紀子  
オブザーバー 副議長

### 2. 欠席者

な し

### 3. 傍聴者

1 番 杉浦 康憲、 7 番 柴田 耕一、 8 番 幸前 信雄、  
9 番 杉浦 辰夫、 1 3 番 北川 広人、 1 5 番 小嶋 克文  
市民 1 名

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、  
企画部長、人事G L、総合政策G L、I C T推進G L、  
福祉部長、地域福祉G L、地域福祉G 主幹、健康推進G L、  
介護保険・障がいG L、福祉まるごと相談G L、  
こども未来部長、こども育成G L、文化スポーツG L、  
学校経営G L、学校経営G 主幹

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第78号 高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第79号 高浜市南部ふれあいプラザ及び高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- (3) 議案第80号 高浜市宅老所の指定管理者の指定について
- (4) 議案第81号 高浜市全世代楽習館の指定管理者の指定について
- (5) 議案第82号 高浜市立学校設置条例の一部改正について
- (6) 議案第83号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例及び高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- (7) 議案第84号 高浜市心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定について
- (8) 議案第85号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定について
- (9) 議案第86号 高浜市生涯学習施設等の指定管理者の指定について
- (10) 議案第87号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定について
- (11) 議案第89号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第6回）
- (12) 議案第92号 平成30年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- (13) 議案第95号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- (14) 議案第96号 高浜市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (15) 議案第97号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (16) 陳情第14号 国に対して「待機児童と保育士不足解消のための実効性ある対策を求める意見書」の提出を求める陳情

- (17) 陳情第15号 国に対して「放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素化を求める意見書」の提出を求める陳情
- (18) 陳情第16号 国に対して「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情
- (19) 陳情第18号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により、傍聴を許可しましたので御了承願います。

ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

### 市長挨拶

委員長 去る12月7日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案15件、陳情4件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を

行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小野田由紀子委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば、説明願います。説（企画部） 特にございませぬ。

《議 題》

（１）議案第78号 高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第78号の質疑を打ち切ります。

（２）議案第79号 高浜市南部ふれあいプラザ及び高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者の指定について

委員長 質疑を行います。

問（12） 南部ふれあいプラザはいいんですが、南部第2ふれあいプラザ、これは、元は南部公民館だったんですが、これの利用についてはどのように、管理人が常駐して運営をしてみえると思うんですが、それで間違いありませんでしょうか。

答（総合政策） 委員おっしゃるとおり、南部まちづくり協議会の者が

常駐して管理をしております。

問（12）　そういう方たちを南部まちづくり協議会の方たちで、みんな運営しているということだと思んですが、そうすると、社会教育に対する基本的な知識や経験というのか、相談や助言の対応ができるような体制ってということにはなっていないと思んですが、どうでしょうか。

答（総合政策）　南部まちづくり協議会の組織の中に第2プラザグループというグループがございまして、ここには旧南部公民館の館長さんも入っておりますので、そういったところでいろいろ、運営についてのアドバイス、助言等々はいただいておりますので、大丈夫かと思っております。

委員長　ほかに。

質　疑　な　し

委員長　質疑もないようですので、議案第79号の質疑を打ち切ります。

（3）議案第80号　高浜市宅老所の指定管理者の指定について

委員長　質疑を行います。

問（11）　宅老所ですが、指定概要のところにも載っていますけれども、この総合評価の結果のところ、「男性にも魅力的な宅老所になることを期待する」とありますが、これに向けてはどのようにされていく予定なんでしょうか。

答（健康推進）　宅老所の利用につきましては女性の利用がほとんどで、男性の御利用がない状況が続いております。

　　したがいまして、ボランティアスタッフさんに男性高齢者の方でも楽しめるような、何かイベントと言いますか、そういった取り組みをぜひやっていただき、男性の利用を促進するようお願いをしておるところでございます。

委員長　ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第80号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第81号 高浜市全世代楽習館の指定管理者の指定について  
委員長 質疑を行います。

問(12) この全世代楽習館は、今も児童クラブも一緒に運営している  
と思うんですが、それは間違いないですか。

答(健康推進) 全世代楽習館につきましては、高齢者の介護予防の取  
り組みと、子供たち・児童の受け入れの活動という二面的な活動を実施  
をし、全世代にわたっての支援をするという形の活動を行っております。

問(12) そうしましたら、今現在は、何名ぐらいの児童クラブの児童  
がいて、何名ぐらいの方たちで運営してみえるんでしょうか。

答(こども育成) 楽習館児童クラブにつきましては、定員36名で実施  
をしておりますので、その日の子供たちの利用状況に応じて、増えたり減  
ったりするところがございます。

スタッフにつきましては、常時3名の職員で回していただいていると  
いうふうに、時間帯によって最低でも2名の配置ということは求められ  
ておりますので、例えば早い時間だとか遅い時間には2名ということも  
ございますけれども、そういった形でやっておると認識しております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第81号の質疑を打ち切  
ります。

(5) 議案第82号 高浜市立学校設置条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(12) これ、高取幼稚園と高取保育園がこども園になることによって高取幼稚園を廃止するという事なんですが、高取幼稚園を廃止した後は、どのようになるのでしょうか。

答(こども育成) 高取幼稚園の廃園後の園舎等の活用についてという御質問だと思いますが、今後、取り壊しを前提に考えてございますが、ちょっとまだ、その部分につきましては確定ということではなくて、今後また検討をしていく部分も残っておると思っております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第82号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第83号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例及び高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(11) 職員を派遣するとのことですが、今、実際に働いてみえる職員さんはどのくらいみえるのでしょうか。高取幼稚園と保育園がこども園になって、そこに派遣ということなので、幼稚園の先生と保育園の先生は、どのくらいみえるのでしょうか。

答(こども育成) 今、ちょっとすぐに、数字を持ち合わせておりませんが、幼稚園のほうでは、園長、主任、それから各クラスの担任がおりますので、正規職員が5人おりました、それに加えて臨時職員が、各クラスに加配等が入っておりますので10名程度に、用務員は総合サービスの派遣ですけれども1名おるといような状況です。

保育園につきましては、園長、主任、それから各クラスの担任で12名に加えて、加配の職員がそれぞれクラスによって3名程度入っておりますので、17人程度の職員が正規、臨時と合わせておりました、それに加えて早朝と延長のパートさんだとか、それから土曜日の補助の先生だとかということで、ちょっとすみません、正確な数字は持っておりませんが、大体それぐらいの人数がいらっしゃいます。

問（11） その方たちは、なくなった後どうされるのかということも、行き先が、ちゃんと考えて見えるのでしょうか。

答（こども育成） 正規職員につきましては、これまでも御答弁しておりますけれども、人事異動で配置を変えて公立の施設に異動することに加えまして、先日、総括でも御答弁申し上げましたとおり、清心会へのこの今回の条例に関する部分ですが、派遣を2名で、現在、協議をしておるといふところがございます。

これに加えて、臨時職員の皆さん方には、ほかの園にお勤めの皆さんも含めて、清心会への転籍というのか、清心会での雇用の希望を調査を全臨時職員に対して説明をし、意向を確認しました上で、清心会のほうの面接を受けて、既に何名かの方が継続して、高取で保育ができるように、雇用が決定しておる方もあるというふうに承知をしております。

ですので、そういった形で人事異動や、それから、また公立で臨時職員で残られる方も中にはあるということで、お願いします。

委員長 ほかに。

問（12） この認定こども園の運営のほうに職員を派遣するということなのですが、これまでに、あちこちの保育園が民営化するたびに職員を派遣してきたということを聞きましたが、こういう条例が今までにも出たんですかね、ちょっとそこをお聞かせいただきたいんですが。

答（こども育成） これまでも、この中にほかの法人さんでいきますと、社会福祉協議会、知多学園という派遣先も現条文に残っておりますとおりの、そういった形で条例で規定をして、運用をしてきておるといふことでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第83号の質疑を打ち切ります。

(7) 議案第84号 高浜市心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定について

委員長 質疑を行います。

問(12) みどり学園について、今現在、何名の心身障害児の方がみえているのか、まずお示してください。

委員長 答弁願います。

答(こども育成) 申しわけありませんが、現在、ちょっと手元に利用児童数を持ち合わせておりませんので、確認をして、また御報告申し上げます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第84号の質疑を打ち切ります。

(8) 議案第85号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定について

委員長 質疑を行います。

問(6) これにつきましては、指定の期間が平成31年4月1日から33年5月31日ということで、期間が5年より短くなっているんですけども、総括だったか、いわゆる、図書館をいきいき広場のほうに移転をさせると、そういった形で今検討しているから、とりあえずは期間を短く

してやりましたという話だったんですけれども、今現在、高浜小学校で、私、以前に申し上げたんですけれども、一般質問やなんかでも言っておりますけれども、図書館は、今のところが津波が来ても、今の図書館は影響を受けないわけですね。ハザードマップを見てもわかると思いますけれども。わざわざ狭いところへ移転させなくても、本館は今のところへそのまま残せばいいんですよ。それで、駐車場も広いですし、利用者の方も車でみえる方が結構おりますから、場所的にはたしかに不自由なところかもしれませんが、実際に今、検討の状況がどのようになっているかというのを1回お聞かせください。

答（文化スポーツ） 確かに委員のほうから、以前、一般質問で、今の場所でいいのではないかという御質問をいただきまして、そのときにも答弁はさせていただいておりますけれども、確かに津波についてというところでは、心配ないというところはございますけれども、液状化の危険度というのは、高いというような状況でございます。

そもそも総合管理計画の中で、図書館を見直しの施設と位置付けているのは、いろんなタイミングに合わせて複合化、集約化を目指していくという中で、単一機能として図書館を持っていくということだけではなくて、複合化することによりさまざまな効果が狙える、そういったようなことも踏まえて、複合化、集約化を目指していくということでございます。

もう一つ、検討状況はどうかということでございますけれども、図書館協議会、指定管理者の選定評価委員会の中では、いろいろ意見交換をさせていただいております。また図書館のボランティア関係の方につきましては、今、組織だった検討というところには至っておりませんが、リーダー格の方には、今、少し聞き取りをしておる、そんなような状況でございます。

問（6） 最終的に、今、検討、検討と行って、ほかのところやなんかでもいろいろと、そういう検討して、検討してということで、全部、先送りされているんですけれども。やはり早く、利用者の方も、どんなふうになるんだとか。

それから、先ほど言っていた、あそこは液状化があつて、どうのこうのという話なんですけれども、実際に複合化して、今のところを利用しないと、あそこのところに書架があるわけですよ。その書架には何十万冊といって保存されとるわけなんですけれども、その保存先だとか、それから今の閉架書庫やなんかでも、かなりの金額を投資して、あそこをつくっているわけですので、それをまた別のところへつくるっていうことになる、非常に費用のかかる話ですので、ぜひ、今のあそこのところの本館は、あれはやっぱり本館機能として、蔵書機能としては残すべきだと。

あと、いろいろと学習室だとか、そういうところやなんかというのは、できるだけ数多くあったほうがいいと思いますので、そういった考えはないか、お聞かせください。

答（文化スポーツ） 機能移転にあたっては、さまざまな課題がございます。そういった課題のところを市民の皆さんにお示しながら、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

問（6） いつまでにされるわけでしょうか。

答（文化スポーツ） 指定期間が今回2年2カ月とさせていただいておりますので、この期限を意識しながら、検討を進めてまいります。

問（6） すみません、もう少しちょっと細かいところを聞かさせていただきます。蔵書資料のことなんですけれども、平成29年3月31日、これまでは蔵書の購入費が1,450万円。それから29年度は、資料購入費が940万円。当然、多分、30年度も940万円になっていると思いますけれども、なぜ29年から940万円に下がっているか。

委員長 黒川委員、指定管理者の質問とは関係しないと思いますが。

問（6） いや、指定管理者のところ、なぜかという、うちのところが最初に指定管理をしたときは、総額いくらということで何年間。その中で蔵書の費用が一番多いところというのが、最初の指定の中の基準に入っておったわけです。一番最初の指定ですよ、僕がおったとき。

そのときに、一番蔵書の金額が多いということが、一つの条件でなつたわけが、それが変わっちゃっておるわけです。そうするというと、

指定管理をやっていく段階でいろいろな形のことが変わっていくということは、最初の基準がどういう形が変わっていったかということを知りたいわけです。お答えください。

委員長 では、答弁願います。

答（文化スポーツ） 蔵書の購入金額ということでございますけれども、まず指定管理については、21年度からの5年間が一つの期。それから26年度から30年度までが、また一つ期間となっております。

指定管理者制度を最初に導入したときの課題の一つとして、蔵書の充実ということがあり、今、議員がおっしゃるように、従前の図書購入費を充実させ1,450万円にした、そういう経緯がございます。

その結果、指定管理者制度を導入する直前、20年度末でいきますと、蔵書数が18万2,000冊という状況でございましたけれども、その後、充実に重ねた結果、26年度末の数字になりますが、蔵書数が約21万2,000冊ということで、その時点で蔵書の収容能力が飽和状態になったということがございます。

ですので、それ以降、同じ予算をつけて買っていきこうとすると、定期的に古い本は、除籍はしていくわけなんですけど、さらに除籍を加速させないと収蔵ができない、そういうようなこともございまして、蔵書の充実という課題については、一つ解決できたのかなということもございまして、指定管理者のほうとも協議して、29年度から購入費用を減額させていただいたということでございます。

問（6） 以前、学校の図書購入費が、以前は五百何十万円あったのが、今はかなり減らされていますよね。それは、図書館のほうの蔵書で買えばいいと、いわゆる学校の、よそのところに飛び火しちゃって申し訳ないんですけれども、教育委員会のほうは。

委員長 黒川委員、指定管理者の指定とは違うと思えますけれども。

問（6） 関係あります。それは、どういうことかといいますと、蔵書が、その費用で学校の図書やなんかも全部買ってあったわけです、資料で。その資料費が削ってくるということは、学校の図書購入費が増えておればいいですよ。学校の図書購入費は減っておるはずですよ。それが、

ずっと同じにきとって、それでなおかつ蔵書の購入費が減るということは、学校のほうの本も増えるわけじゃないですもんで、学校の本は、非常に短い。

委員長 黒川委員、指定管理者と違っていませんか。

問（６） いや、なんでですか。とりあえず、今のことを答えてくださいよ。

答（副市長） 図書の購入金額の件は、指定管理者であるTRCと、協議の中で今までやってきたということでありまして。その部分というのは、予算編成権、予算執行権というところにかかりますので、ぜひ、違うところで御質問いただければというふうに思います。

問（６） 実際に学校の図書購入費と図書館の図書購入費というのは、一緒にやっていたんですわ。その辺のところをきっちりとやって、図書購入費を減らすだったら、学校の図書費を増やすだとか、そういったことは、きちっとしていただきたいと思います。

委員長 黒川委員、指定管理者の指定のことと、今の購入金額の件は関連性がないと思いますけれども、違いますか。

問（６） それは、違いますね。

答（副市長） 何度ものお答えになりますが、指定管理者が、今、委員がおっしゃっていることを進めてきたわけではなくて、市の方針として進めてきておりますので、今回の指定の件とは違うだろうということを申し上げておるということであります。

「議事進行。」と発声するものあり。

委員長 では、この質問については、打ち切りとさせていただきます。別の機会をお願いします。

意（６） はい。

委員長 ほかに。

問（１２） この図書館流通センターに指定管理をお願いしているということなんですが、公共図書館ですから、市民が文化や芸術の拠り所とす

る極めて公共性の高い施設ですから、利用料無料の図書館運営を営利目的の株式会社に委託するということが、無理がある、問題があるのではないかと思うんです。

高浜市が以前、図書館を運営してきたノウハウや司書の培ってきた専門性とか、郷土資料館に対する造詣などの継承はできなくなっているのではないかという心配があるんですが、そういう面ではどうなのかということと。それから、図書館運営の専門的な企画力っていうのも後退しているのではないかということをおもわれます。その辺りはいかがでしょうか。

答（文化スポーツ） 1点目の御質問は、民間に運営を委ねるのではなく、直営のほうがいいのではないかと、そういう御質問かと思えますけれども、これまで指定管理者制度を取り入れて10年運営してまいりました。

今回、議会の資料で、指定管理者の指定概要のところにも、これまでの成果というところで書かせていただいておりますけれども、市民の皆様からは、図書がわかりやすく並べられて非常に探しやすくなったですとか、特集コーナーの展開など、司書の専門知識を活かした取り組みというのが非常に見られるようになった。直営のときより、非常に運営がよくなった。そのような声をいただいております。

それから、運営企画力が後退するのではないかという御質問でございますけれども、現在、スタッフが10名いる中、司書資格を持っている者が7名おります。これは、TRC、図書館流通センターが指定管理を受けている中でも、比較的高い割合で専門スタッフのほうが配置されているということで、私ども、日ごろから定例会を設けて、いろいろ市の考え方もお伝えしつつ、運営のほうを進めていただいておりますので、企画力が後退したとか、そういったことは課題として捉えておりません。

問（12） 先日、私、ちょっと調べもんがあつて図書館に行つたんですが、思うものがなくて、大変古い蔵書の中から探してきていただいたんですが、今の情勢といいますか、合わなくて、そういうのが大変、先ほども蔵書は足りているというお話がありましたが、そういう面では蔵書、

古い、今の、現在に間に合わないようなのもかなり入っているんじゃないかという気がいたしますが、その点ではどうなのでしょう。

答（文化スポーツ） 蔵書の購入というのは、当然予算に限りがありますので、あれもこれも揃えることはできないという中で、全ての皆さんのニーズを満たすということは、なかなか難しいというふうに考えております。

ですので、市民にとって、市にとって必要なもの、優先度の高いものということで、蔵書方針を定めて、蔵書のほうを進めております。思うものがないということは、これは高浜の図書館だけではなくて、どこの図書館でも起こり得ることだと思いますが、それぞれの図書館の中でいろいろ蔵書方針にもとづいて蔵書をそろえてみえます。

相互貸借という制度もございますので、高浜にないものは他館から取り寄せる、そういったこともできますので、そういった制度をまた御利用いただければと考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第85号の質疑を打ち切ります。

（9）議案第86号 高浜市生涯学習施設等の指定管理者の指定について  
委員長 質疑を行います。

問（12） 2つの公民館と、春日庵と女性文化センターを総合サービスに委託をしている、指定管理者としてお願いしているということなんです。一番、センター的役割を培ってきた中央公民館がありませんから、ちょっとそういう面でもかなりサービスが後退してきているのではないかという心配があるんですが。

公民館というのは、旺盛な学習だとか文化だとか芸術の活動が展開で

きるようにする企画を進めて、施設利用者と職員とか、また利用者同士の交流を促進するために専門の指導員の配置が求められていると思うんですが、そういう点では、そういう配慮がされているんでしょうか。お願いします。

答（文化スポーツ） まず1点目の、中央公民館がなくなってサービスが後退しているのではないかという御指摘でございますけれども、公共施設の統廃合につきましては、総合管理計画に基づいて、先を見据えて総量圧縮を進めてやっていることでございますので、御理解をいただければと思います。

それから、専門的な職員の配置をとということで、これは6月の一般質問の中でも御答弁申し上げているかと思っておりますけれども、私ども、今まで専門の職員を置いてということで、しばらくそういうことはしておりませんけれども、各地区においては、運営委員会を結成され、館長さんのリーダーシップのもと、その地域に合った取り組みをしてみえるわけです。その取り組みをされる中で、お互い切磋琢磨し合うということで館長さん同士の情報交換、必要があれば私どものほうも意見交換の中に入って、より良い活動をしていくためにはどうしたらいいか、そういったことを常に行っておりますので、よろしくお願いします。

委員長 ほかに

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第86号の質疑を打ち切ります。

(10) 議案第87号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定について  
委員長 質疑を行います。

問 (14) ここでただし書に、高浜市の体育センターが平成32年8月31日までとなっております。ここで指定管理が切れるわけですがけれども、

その後の体育館のあり方を一つ教えていただきたいというのと。

当然、これは高浜小学校に体育館、それからサブアリーナが建築されるのに伴ってと思えますけれども、今後、その高小の体育館、サブアリーナをどのような管理をしていく予定なのか、そこをお聞かせ願いたいと思えます。

答（文化スポーツ） まず、1点目の体育センターのあり方ということで、指定期間が32年8月までになっているということでございますけれども、委員おっしゃるように、高浜小学校の中に整備されるサブアリーナの供用開始予定が32年9月からということになりますので、その供用開始に合わせて体育センターを閉場し、サブアリーナのほうに移行をしていくということでございます。

サブアリーナの運営、どうやって行っていくのかという御質問でございますけれども、9月議会のところで御答弁申し上げたかと思えますけれども、来年4月から一部供用開始ということで運営が始まりますが、業務委託ということで、NPO法人たかはまスポーツクラブに運営をお願いしてまいります。オープンについては、段階的なオープンということになりますが、32年9月のオープンの部分を見据えた上で、たかはまスポーツクラブさんのほうに運営をお願いしていくと、そういうような考えでございます。

問（14） それは、地域交流施設も合わせてTSCさんに業務委託をとる流れになるのか、お考えがあれば教えてください。

答（文化スポーツ） 1期目に供用開始する部分に加えて、2期目のサブアリーナの部分についても、体育センターの機能ということで、現段階でもいろんな利用調整だとか、そういうところをやっていただいている、ノウハウもあるということで、スポーツクラブさんのほうにお願いをしていきたいというふうに考えております。

委員長 ほかに。

問（12） この、スポーツクラブというのは、体育指導員の方たちはどれぐらいみえるんでしょうか。全部で今どれぐらいの人数で、体育指導員がどれぐらいみえるのかお示してください。

答（文化スポーツ） 正会員数ということでいきますと、今年の総会段階で82名というふうで伺っておりますが、ちょっとその中で、どれだけスポーツ推進委員がいらっしゃるかというところの数字は、把握はしておりません。

あとは役員、いわゆる理事、監事という点でいきますと、現在15名役員さんがいらっしゃるわけですが、その中でスポーツ推進委員さんは4名いらっしゃいます。

委員長 ほかに。

問（12） 体育指導員というのと、スポーツ指導員ですか、推進委員。どう違うのでしょうか。

答（文化スポーツ） スポーツ推進委員と体育指導員というのは、これは法律のほうが変わりまして、呼び名が変わったということで、以前は体育指導員と呼んでいたわけですが、現在ではスポーツ推進委員というふうに呼んでおるものでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第87号の質疑を打ち切ります。

（11）議案第89号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第6回）

委員長 質疑を行います。

問（4） 説明書の60、61ページになりますが、3款1項7目、介護保険推進費の介護施設等整備事業費補助金、7,000万円について、改めて概要を教えてくださいと思います。

答（介護保険・障がい） 愛知県では、介護施設等整備事業費補助金制度というものがございます。特別養護老人ホーム高浜安立荘を運営する社会福祉法人昭徳会より、高浜安立荘の多床室100床をプライバシー保護

として間仕切り工事を行いたいとの申し出を受けまして、この補助金を活用しまして、県の交付要綱で定めております補助基準額、1床70万円を市が交付するものでございます。

問（４） そうしますと、工事の内容とスケジュールについて教えてください。

答（介護保険・障がい） 工事の内容でございますが、高浜安立荘の大部屋100床に建具による間仕切り等を設置いたしまして、個室化することで、他の入所者から視線を遮断し、快適な居住空間を確保するものでございます。

スケジュールにつきましては、法人は県から内示を受けたことから、既に工事に向けての準備を進めておりまして、工事完了につきましては30年度末と聞いております。

意（４） 近年、プライバシーということが非常に大切になってきているかと思っておりますので、ぜひとも、うまく活用してやっていただきたいと思っております。以上です。

委員長 ほかに。

問（14） 55ページ、2款1項12目、企画費のみんなでまちづくり事業で、先日、総括質疑で御答弁がありましたけれども、国の交付金がいただけることが確定したということで、若者をターゲットにした事業であると説明を受けました。その中で、地方創生戦略に位置づけられた事業で、計画しておいた取り組みで将来を見据えた事業であるということも認識しました。それで、ここにあります講師料の20万円、それからチラシ等デザイン料20万円、この内容をもう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

答（総合政策） 今回、増額補正にて計上しました費用につきましては、御質問にありますように、主に若者をターゲットにした、まだ仮称でございますが、若者会議の立ち上げや運営に要する費用でございます。

この取り組みにつきましては、質問にもありましたように、創生戦略の①に掲げる事業でもあり、平成30年4月に、既に発行されております企画部長の実行宣言にも若者会議の立ち上げ、仕組みの構築というもの

は掲げているところがございます。

実際に年度当初より、若者会議の立ち上げに向けては検討を進めてきたところがございますが、2020年に高浜市が市制施行50周年を迎えるにあたり、市制施行50周年を盛り上げるための市民組織の立ち上げについても現在、検討する必要というところが生じてまいりました。そこで、若者会議と50周年のための組織を別々に考えて組織していくのではなく、50周年のための組織の一部に、若者会議、若者のそういった場を位置づけて進めていくというような形にしてまいりました。

そのため、当初予定をしておりました若者会議に市制施行50周年というエッセンスを加えたために、必要となる費用を地方創生推進交付金として申請したところ、採択をいただくことができたというところがございます。そのため、当初の予定より、より効果的なPR等を図っていくために、高浜にゆかりのある、例えば漫画家さんなどの方にチラシをデザインしていただいたり、その気運を高めていくための講師をお招きするなど、まずは、本取り組みを支え、将来の高浜市を担う市民のメンバーの方の募集に力を入れていきたいと考えております。

問（14） 今の答弁を聞きますと、若者が自ら考え、行動を起こしていただけるといふ、実践していただけると、非常に期待をしております。当然、来年、再来年ですか、市制50周年を視野に入れていると思えますけれども、このスケジュールを教えていただけたらと思えます。

答（総合政策） 事業のスケジュールでございますが、平成30年度につきましては、若者会議及び市制施行50周年の市民メンバー、組織のメンバー募集及び組織の立ち上げというところを目指しております。

そのため年明けの1月から、市民の皆様への呼びかけを始めていこうと考えております。2019年度につきましては、市制施行50周年を盛り上げていくためのアイデア検討などをそういった組織の中で市民の皆さんと行いまして、2020年度は、その市民組織、行政、その他協力いただける市民や企業の皆さん、多くの方々と市制施行50周年を盛り上げるための取り組みの実践をしていきたいと考えております。

また、この取り組みに関わっていただいた方につきましては、2021年

度で期間満了を迎える第6次高浜市総合計画の次の計画となる第7次高浜市総合計画の策定にも関わっていただけるよう、呼びかけていくことを予定しております。そうしたことで将来にわたり、高浜市のまちづくりに関わっていただける人材の育成、発掘というものも、この取り組みには繋げてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

意（14） 今、6次の後期を進んでおって、7次に向けてこういう若い人たちが、このまちを我がまちのことと自分を置き換えてやっていただければ、ありがたいかなと思います。

この前、長久手のサミットの吉田一平市長の話にも、全てのまちの行事を我がまちのこととして捉えてやるのが、地域共生のまちづくりが進んでいくんだということをおられました。ぜひ、こういう若者たちが、自分の市を、自分のまちのことを自分のことと捉えて進んでいただくような人材育成に進んでいただくようお願いを申し上げます。以上です。

委員長 ほかに。

問（12） 65ページのちょっと確認ですが、認定こども園の新築工事地中埋設物とこうありますが、これは、あしたの。これと、認定こども園の整備補助金とも、あしたですね。

委員長 特別委員会でお願ひします。

ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第89号の質疑を打ち切ります。

（12）議案第92号 平成30年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第92号の質疑を打ち切ります。

(13) 議案第95号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第95号の質疑を打ち切ります。

(14) 議案第96号 高浜市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第96号の質疑を打ち切ります。

(15) 議案第97号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第97号の質疑を打ち切ります。

(16) 陳情第14号 国に対して「待機児童と保育士不足解消のための実効性ある対策を求める意見書」の提出を求める陳情  
委員長 意見を求めます。

意(4) 待機児童と保育士の不足解消のための実効性ある対策を求める意見書ということでありますけれども、結論といたしましては、趣旨採択でお願いしたいと思っております。

陳情書にありますとおり、待機児童と保育士不足が社会問題として非常に大きな注目を集めている現在ですけれども、このため、国はこれまでも保育士の処遇改善に取り組むとともに、待機児童解消に向けた予算を増額し、取り組みを主導しているという現状であります。また、今後、安定的財源として平成31年10月に予定されております、消費税10%化の準備をしているという状態です。

この陳情書には、実効性ある対策を進めることを求めていますけれども、趣旨は非常によくわかるんですけれども、例えば、その中で具体的な施策、あるいは方策等があれば、なおいいかなとは思いますが、なかなかこういった実効性のあるというところだと、国もかなり頭を悩ませて、現在、頑張っている状況であります。まだ、努力の最中であります。

しかしながら待機児童と保育士不足というのは、依然、大きな課題であることに、何ら重要な点であることは間違いありません。その点は十分理解できますので、この陳情では、趣旨採択でお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

意(16) 陳情第14号ですけれども、この陳情書の中身ですけれども、実効性ある対策を進めることを求めていますけれども、具体的な対策に関するこの対策がないということで、提出できる内容にはなっておりません。待機児童と保育士不足は大きな課題となっていますので、国も

さまざまな施策を進め、財源確保にも努めております。

しかしながら、引き続きその対策が必要なことは間違いありませんので、この陳情は趣旨採択でお願いしたいと思っております。

委員長 ほかに。

意（12） 私は、大変この陳情には同感できますので、賛成をいたします。

それから、10月から確かに教育の無償化、幼児教育の無償化ということが言われています。新たな保育需要が、また増えるのではないかとということで、待機児童の増加に対して施設整備も必要ですし、それから、保育士不足も解消しなければこの問題は解決しませんので、この陳情を採択されるようお願いいたします。

委員長 ほかに。

意（6） 私は、この陳情については、趣旨採択でお願いしたいと思っております。

なぜかといいますと、待機児童と保育士不足解消のための実効性ある対策を求める意見書ということになってはいますがけれども、この中には、実効性ある対策ということに対して、ただ言葉で書いてあるだけで、内容については書いてありませんので、やはり、こういったものを出していただくのであれば、もう少し具体的な内容を書いていただくといいのかなというふうに思いますので、趣旨はわかりますので、趣旨採択でお願いしたいということでございます。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第14号についての意見を終了いたします。

（17） 陳情第15号 国に対して「放課後児童支援員等の処遇改善事業に

係る事務等の簡素化を求める意見書」の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（14） 市政クラブを代表して、反対討論を述べます。

陳情書にあるとおり、事務の複雑化や条件等の問題で活用されにくい状況があるようですが、同一法人が運営する別の施設形態の事業の処遇との関係で、児童クラブのみの処遇改善ができないことなど、その他の要素があります。ほかに項目では、運営費の増額に必要な財源を確保するように求めておりますが、運営費の増額が必ずしも処遇改善につながるとは限りませんので、以上により、この陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意（16） 陳情第15号ですけれども、放課後児童支援員等の処遇改善事業につきましては、活用されにくい状況があるようですけれども、処遇改善の費用を負担するものであります。これを陳情のように、仮に運営費を増額した場合に、必ず処遇改善の費用として活用されるとは限りませんので、この陳情には反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（6） 私も今、小野田委員が言われたように、このことについては反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（12） この15号に対して、賛成の立場から意見を言わせていただきます。

この処遇改善事業というのか、この事務の複雑化や条件の問題で活用している自治体数も学童保育所数も低い状況だということが載っています。そういうこともあって、多くの学童保育指導員の賃金の保障が低いままになっていると。この問題は、この支援員の資格の猶予期間が2019年の末とされています。一刻も早く解消しなければなりませんので、この陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第15号についての意見を終了いたします。

(18) 陳情第16号 国に対して「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(11) この学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書ですが、こちらについては反対をさせていただきます。

なぜかと申しますと、これは、全国的に学童保育指導員、特に資格者の人材不足が深刻化し、運営に支障が生じているとして、地方自治体の現場からの声で、この緩和がされているということなので、これに反対するということは、現場の声を聞かないということになりますので、独自の判断が必要な地域の裁量をしていきたいということで、この陳情には反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(16) 陳情第16号ですけれども、この陳情書に書かれていますとおり、地方から国に対して従うべき基準の規制緩和を求め、提案がされております。このことは、地方の実情が尊重されるようになるものでありますので、この陳情には、反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(12) この陳情第16号、今、地方から意見が出ているということが出ましたが、この地方から出ている意見というのは、地方でどうしてもやりくりがつかないが故に、規制緩和を求めるということが出ているわけで、もし、この規制緩和をしていくとすると、学童保育指導員の資格者の従うべき基準、児童福祉法で従うべき基準として定められている、これ、厚生労働省令で出されているんですが、学童保育指導員の処遇改善のための予算措置も行われなくなってしまうでしょうし、配置基準も

今までより低くなってしまふ。

それから、そういうことになりますと、子供の命や安全を守ることができなくなってしまいます。遊びや活動を制限せざるを得ないというような状況ですと、学童保育で遊ぶ子供たちも、子供の生活が保障されなくなるし、もっと言えば、子供自身が楽しめない学童保育を担ってしまふ。子供たちに生活の場を保障するためには、質の確保と処遇改善をしていくことが大事だと思います。ですから、この陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意（6） 私は、この陳情には反対させていただきます。

それは、配置基準を堅持するということになりますと、やっぱり今でも、ただでさえ指導員が少ないだとか、そういったような形のことがあるわけですがけれども、そこで、これをもっと厳しく今までどおりやっついこうと思うという、なかなか募集に応募してくれる方も少なくなるというあれもありますので、私はこの陳情には反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第16号についての意見を終了いたします。

（19）陳情第18号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情

委員長 意見を求めます。

意（16） この陳情項目の中の1番ですがけれども、「介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください」とありますけれども、この介護

保険は、社会全体で支える制度だと思えます。低所得者対策としまして、介護保険料を、所得段階を17段階にするなど、負担が重くならないような配慮がされておりますので、この陳情には反対とさせていただきます。  
委員長 ほかに。

意（4） この陳情に対して、反対ということをお願いしたいと思えます。

陳情書の【1】の4番になるかと思えますけれども、子育て支援について、（1）の④で、学習支援への取り組みについて、既に市が実施主体となって、生活困窮世帯の中学生、高校生を対象とした学習支援事業「ステップ」及び小学校4年生から6年生までを対象とした学習支援事業「ステップジュニア」を実施しています。また、こども食堂の支援では、地域からいただいた食材や寄附金について、協力団体に提供するなどの支援を行っている状態であります。高浜市においては、これらの課題に既に取り組んでいるところでありますので、よって、この陳情には反対といたします。

委員長 ほかに。

意（6） 私も、この陳情には反対をさせていただきます。高浜市では、介護政策について非常に先進的な取り組みをしておりますので、今のやつでやっていけばいいのかなというふうに思えますので、この陳情には反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（12） 私は、この陳情に賛成をさせていただきます。

先ほど、「介護保険や介護利用料の低所得者への減免制度を実施してください、拡充してください」という、この項目について意見が出ましたが、生活保護の方は国から出るんですけれども、要するに年金がないような方でも介護保険というのは、一番最低基準のところでは払わなくてはならないというような状況がございます。だから、そういう面では、本当にこの問題は一刻も早く、自治体としても、それからこれ、介護保険の制度としても、国にもつくってほしい制度ですが、この陳情には、賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第18号についての意見を終了いたします。

以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

- (1) 議案第78号 高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第79号 高浜市南部ふれあいプラザ及び高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者の指定について

挙手多数により原案可決

- (3) 議案第80号 高浜市宅老所の指定管理者の指定について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第81号 高浜市全世代楽習館の指定管理者の指定について

挙手多数により原案可決

- (5) 議案第82号 高浜市立学校設置条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (6) 議案第83号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例及び高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (7) 議案第84号 高浜市心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定について

挙手全員により原案可決

- (8) 議案第85号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定について

挙手多数により原案可決

- (9) 議案第86号 高浜市生涯学習施設等の指定管理者の指定について

挙手多数により原案可決

(10) 議案第87号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定について

挙手多数により原案可決

(11) 議案第89号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第6回）

挙手全員により原案可決

(12) 議案第92号 平成30年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）

挙手全員により原案可決

(13) 議案第95号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(14) 議案第96号 高浜市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(15) 議案第97号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

委員長 陳情第14号について、趣旨採択との御意見がありましたので、採決にあたり趣旨採択を入れていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしく申し上げます。

(16) 陳情第14号 国に対して「待機児童と保育士不足解消のための実効性ある対策を求める意見書」の提出を求める陳情

挙手多数により趣旨採択

(17) 陳情第15号 国に対して「放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素化を求める意見書」の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

(18) 陳情第16号 国に対して「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

(19) 陳情第18号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願って、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前11時17分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長